

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
○ 令和二年度自衛官第九次募集（自衛官候補生） 【告示】 指定障害福祉サービス事業者の指定 土地改良事業の施行認可 保安林の解除予定 ○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 【公告】 農地を利用する権利の設定に関する裁定 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了 【教育委員会】		危機管理課 指導監査室 耕地課 治山課 経営支援課 農村振興課 都市計画課 建築指導課 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃		○ 岡山県文化財保護条例に基づく岡山県指定重要無形文化財の指定及び保持者の認定の解除 【公安委員会】 駐車監視員資格者に係る講習の実施 【労働委員会】 岡山県労働委員会あつせん員候補者	
		交通指導課 労働委員会		担当課（室）	

令和2年12月11日 岡山県公報 第12252号

◎岡山県告示第六百三十八号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和二年度募集の要領は、次のとおりである。

令和二年十二月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（三十二歳の者にあつては、同日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

令和三年一月八日から同年二月十八日まで

四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

令和三年二月二十八日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

八 採用予定時期

令和三年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三三八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四一二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第六百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和二年十二月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

多機能事業所 Happy Come Come

2 所在地

笠岡市神島四一四〇番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人 未来幸路

2 主たる事務所の所在地

笠岡市神島四一四〇番地一

三 指定年月日

令和二年十二月一日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇四四六

五 サービスの種類

就労移行支援、就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第六百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和二年十二月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

足守土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

和田水路

非補助土地改良（かんがい排水）事業

三 認可年月日

令和二年十二月一日

◎岡山県告示第六百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和二年十二月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

浅口市鴨方町地頭上字込山一三八七の二五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

令和2年12月11日 岡山県公報 第12252号

〔五四五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年十二月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ院庄店

所在地 津山市院庄字五反田一〇二九番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）店舗北側から東側 二百十五台

（変更後）店舗北側から東側 二百五台

4 変更年月日

平成二十四年三月一日

二 届出年月日

令和二年十一月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年十二月十一日から令和三年四月十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業文化部商業・交通政策課

令和2年12月11日 岡山県公報 第12252号

〔五四六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年十二月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイ湯郷店

所在地 美作市湯郷一二三番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐輪場の位置

4 変更年月日

令和二年十二月七日

二 届出年月日

令和二年十一月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年十二月十一日から令和三年四月十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び美作市経済部商工観光課

〔五四七〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和二年十二月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農地の所在等

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
岡山市東区西庄二六三番		畑	四七八

二 農地を利用する権利の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
畑として利用	令和三年一月一日	権利の始期から令和十三年一月三十一日まで	四、七〇〇円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（岡山県農地中間管理機構）
理事長 京 博司

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 農地の所有者等の情報

名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に補償金を供託する。

令和2年12月11日 岡山県公報 第12252号

〔五四八〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により浅口市から浅口広域都市計画地区計画についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 都市計画の種類

浅口広域都市計画地区計画

二 都市計画の変更新月日

令和二年十二月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、浅口市産業建設部まちづくり課において縦覧に供する。

〔五四九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十二月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字野白三二六八一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市秦二七六四

落田友紀子

三 許可番号

岡山県指令建指第二〇二号

〔五五〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十二月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後七〇一、七〇一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市小寺二〇六一ピュアライフB一〇二

高木 政二

三 許可番号

岡山県指令建指第一九五号

〔五五一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十二月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後七〇―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一三二〇―三ソレイユシャトー二〇二

石田 英之

三 許可番号

岡山県指令建指第一九四号

〔五五二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十二月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七七一五、四八〇〇―三、四八〇〇―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島二〇〇七―二

吉田 圭佑

吉田 夕紀

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇一号

令和2年12月11日 岡山県公報 第12252号

〔五五三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十二月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字鷺瀬四二六一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市真備町辻田一五四―五

浅沼 猛

三 許可番号

岡山県指令建指第二四七号

令和2年12月11日 岡山県公報 第12252号

〔五五四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和2年12月11日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字仲田六〇八―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

新見市足見四六四―一

長谷川長正

三 許可番号

岡山県指令建指第二九三号

令和2年12月11日 岡山県公報 第12252号

〔五五五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和二年十二月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七七一五、四八〇〇―三、四八〇〇―四

二 公共施設の種類

下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島二〇〇七―二

吉田 圭佑

吉田 夕紀

五 許可番号

岡山県指令建指第三〇一号

◎岡山県教育委員会告示第四号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第十九条第七項の規定により、岡山県指定重要無形文化財の指定及び保持者の認定を次のとおり解除した。

令和二年十二月十一日

岡山県教育委員会

一 指定番号 無第三三号

二 指定年月日 平成七年四月七日

三 種 別 重要無形文化財

四 名 称 漆芸

五 保持者の住所、氏名及び生年月日

岡山市北区大和町

山口 松太

昭和十五年一月二十五日生

六 解除年月日及び理由

令和二年十月八日 保持者死亡のため

◎岡山県公安委員会告示第百八十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者に係る講習を次のとおり実施する。

令和二年十二月十一日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

区分	実施年月日	時 間	実 施 場 所
講習	令和三年二月四日及び同月五日の二日間	午前九時から午後五時四十五分まで	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎二階二〇一会議室
考查	令和三年二月十二日	午前十時三十分から午前十一時三十分まで	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎六階六〇六会議室

二 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書 一通

2 提出先

郵便番号七〇〇一八五二二

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

3 提出方法

2の提出先へ持参し、又は郵便等（書留郵便その他これに準ずる方法に限る。以下同じ。）により提出する。

4 提出期間

令和三年一月五日（火曜日）から同月二十二日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、郵便等による場合は、令和三年一月二十二日（金曜日）必

着とする。

三 受講手数料

二万円。受講申込書に岡山県収入証紙を貼付することにより納付すること。
なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 修了考査

- 1 一の講習の受講を修了した者を対象に修了考査を実施する。
- 2 1の修了考査に合格した者のみ駐車監視員資格者講習の課程修了者とし、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

五 その他

- 1 代理受講は認めない。
- 2 受講申込書を受領後、受講日等を指定した受講票を送付する。
- 3 四の1の修了考査に合格した者が、次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証を交付しない。
 - (1) 十八歳未満の者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第百十九条の二第一項第三号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
 - (4) 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国
家公安委員会規則第二十三号）第三条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行
うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）
第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の
規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して
二年を経過しないもの
 - (6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - (7) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び
意思疎通を適切に行うことができない者
 - (8) 道路交通法第五十一条の十三第二項第二号又は第三号に該当して駐車監視員資
格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して二年を経過しない者

4 二の1の受講申込書は、岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係の窓口で、令和三年一月二十二日（金曜日）まで交付する。また、郵便による交付を希望する場合は、返信を希望する者の住所、氏名、郵便番号等の宛先を記入した返信用の封筒（長形三号で八十四円分の切手を貼ったもの）一枚を同封し、二の2の提出先に郵便等により令和三年一月十五日（金曜日）必着で請求すること。

なお、岡山県警察のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/>

5 二の1の受講申込書の提出の際、受講する者の住所、氏名、郵便番号等の宛先を記入した返信用の封筒（長形三号で八十四円分の切手を貼ったもの）一枚を提出すること。

6 問い合わせ先

岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

電話番号 ○八六―二三四―〇一一〇（内線五一四二）

◎岡山県労働委員会告示第三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱した岡山県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

令和二年十二月十一日

岡山県労働委員会
会長 西田和弘

岡山県労働委員会あつせん員候補者名簿

区分	氏名	職業（又は前職）	委嘱の日付
労働委員会	西田和弘	岡山大学大学院法務研究科教授	令和2年11月30日
	妻 鹿安希子	弁護士 岡山大学大学院法務研究科准教授	〃
	濱田陽子	岡山大学法学部准教授	〃
	福島航	特定社会保険労務士	〃
	岡部宗茂	弁護士	〃
	阪口林	連合岡山副事務局長	〃
	金澤稔	連合岡山会長	〃
	檜本博美	連合岡山副事務局長	〃
	大森智子	日本郵政グループ労働組合岡山連絡協議会事務局長	〃
	林康宏	運輸労連岡山県連合会執行委員長	〃

使 用 者 委 員	梶原康彦	梶原乳業株式会社代表取締役社長	〃
	横山圭介	横山石油株式会社代表取締役社長	〃
	石田敦志	株式会社イシダ代表取締役	〃
	西谷治朗	岡山県経営者協会専務理事	〃
	三宅崇文	おかやま信用金庫常務理事	〃
事 務 局 職 員	脇本靖	岡山県労働委員会事務局長	平成31年4月11日
	岡崎雅彦	岡山県労働委員会事務局次長	〃
	新堂俊文	岡山県労働委員会事務局総括参事	平成30年4月12日